

議事日程 (3)

令和元年9月18日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第41号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第2 議案第42号 芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第43号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第44号 芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第45号 芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第46号 芦屋町環境基本条例の制定について
- 第7 議案第47号 平成30年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第8 議案第48号 令和元年度芦屋町一般会計補正予算 (第2号)
- 第9 議案第49号 令和元年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 第10 議案第50号 令和元年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第1号)
- 第11 認定第1号 平成30年度芦屋町一般会計決算の認定について
- 第12 認定第2号 平成30年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について
- 第13 認定第3号 平成30年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第14 認定第4号 平成30年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第15 認定第5号 平成30年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
- 第16 認定第6号 平成30年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
- 第17 認定第7号 平成30年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について
- 第18 認定第8号 平成30年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
- 第19 発議第4号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議について
- 第20 請願第1号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願について
- 第21 請願第2号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願書について

第22 請願第3号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願について

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 中西 智昭 3番 長島 毅 4番 萩原 洋子
5番 信国 浩 6番 本田 浩 7番 松岡 泉 8番 妹川 征男
9番 辻本 一夫 10番 小田 武人 11番 川上 誠一 12番 横尾 武志

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

| | | | | | |
|----------------|-------|------------|------|----------|------|
| 町長 | 波多野茂丸 | 副町長 | 中西新吾 | 教育長 | 三柵賢二 |
| モーターボート競走事業管理者 | 大長光信行 | 会計管理者 | 村尾正一 | 総務課長 | 松尾徳昭 |
| 企画政策課長 | 池上亮吉 | 芦屋港活性化推進室長 | 水摩秀徳 | 財政課長 | 佐竹 功 |
| 都市整備課長 | 山下洋二 | 税務課長 | 福田雅代 | 環境住宅課長 | 井上康治 |
| 住民課長 | 藤永詩乃美 | 福祉課長 | 吉永博幸 | 健康・こども課長 | 濱村昭敏 |
| 産業観光課長 | 溝上竜平 | 学校教育課長 | 新開晴浩 | 生涯学習課長 | 本石美香 |
| 競艇事業局次長 | 藤崎隆好 | 企画課長 | 浮田光二 | 事業課長 | 木本拓也 |

【傍聴者数】 4名

午前 10 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第 1、議案第 41 号から、日程第 22、請願第 3 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告します。

報告第 14 号、芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長、辻本一夫。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 41 号、満場一致により、原案可決。

議案第 47 号、満場一致により、原案可決。

議案第 48 号、賛成多数により、原案可決。

議案第 50 号、満場一致により、原案可決。

認定第 1 号、賛成多数により、認定。

認定第 2 号、賛成多数により、認定。

認定第 7 号、満場一致により、認定。

認定第 8 号、満場一致により、認定。

発議第 4 号、満場一致により、決議。

以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

それでは報告いたします。

芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託された事件は、審査の結果が決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第42号、賛成多数、原案可決。

議案第43号、満場一致、原案可決。

議案第44号、満場一致、原案可決。

議案第45号、満場一致、原案可決。

議案第46号、満場一致、原案可決。

議案第48号、満場一致、原案可決。

議案第49号、満場一致、原案可決。

認定第1号、賛成多数、認定。

認定第3号、賛成多数、認定。

認定第4号、賛成多数、認定。

認定第5号、満場一致、認定。

認定第6号、満場一致、認定。

請願第1号、賛成少数、不採択。

請願第2号、賛成少数、不採択

請願第3号、賛成少数、不採択

以上であります。報告は終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。書記に朗読を命じます。書記。

[朗 読]

.....

令和元年9月13日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「橋梁に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

令和元年9月13日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 松岡 泉

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公共交通に関する件」、「住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

令和元年9月13日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

令和元年9月13日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。妹川議員

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。民生文教常任委員会の調査結果報告書によれば、請願第1号、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願について。請願第2号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願書について。請願第3号、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願について。この審査結果、賛成少数で3つとも不採択になっておりますが、この賛成者の方ないしは賛成しなかった方がどのような委員会で話をされた

のか、お聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

まず、妹川議員の今の質問にお答えいたします。

意見としまして、賛成のほうにつきましては国の施策としてですね、そういった介護者または医療従事者、それと安全な医療・介護を進める上で国の施策としてですね、そういった低賃金の方、また安全・安心の医療・介護をやっていただきたいということで。これについてはですね、町として、議会として、国のほうにそういった人の救済を行うべきであるという賛成の御意見がありました。一方ですね、反対の意見としましては、そういった問題を抱えていることは皆さん同じような意見でありましたけれども、この問題に関しましては、請願の問題につきましては国レベルで対応をしていくべきであるということで、請願についてはですね、不適當であるという御意見でありました。

以上であります。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

その際にですね、町の介護士、看護師の方々、芦屋町の町民の方もおられるわけですけど、そういう方々の声を芦屋町議会として、それを酌み取って、吸い上げて、そしてそれを国に上げることの意見書を出すことについて、この地方自治法99条にはですね、その請願、そしてそれを受けた意見書を国会または関係行政庁に提出することができるというようなことになってるわけですけども。そういうような意見書を上げることが、国がすることだから我々はしなくてもいいんだという論法の意見だったんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

これに関しましては、そういった御意見ではありませんでした。そういった意見は出ておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

まず、日程第1、議案第41号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第41号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第41号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第42号の討論を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

この議案第42号については、芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、マイナンバーカードに関連するものがありますので、認定第1号、平成30年度芦屋町一般会計決算の認定のときに、反対討論という形で意見を述べさせていただきます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第42号、芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、第13条の2は個人番号カードの利用に関する条件であり、マイナンバー制度の運用については、日本共産党は反対をしていますので、42号議案に反対いたします。詳しくは認定1号、平成30年度芦屋町一般会計決算の認定についての討論の中で述べます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第42号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第42号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第43号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第43号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第43号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第44号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第44号、芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べて賛成討論をいたします。

議案第44号の委員会審議の中で、3歳児以上の主食・副食の食材料費を無償化から除外し、保護者から徴収することが明らかになりました。現在、保育所の場合、給食の食材料費は公費に含まれていますが、これが実費になります。国は主食2,300円、副食4,500円を目安としていますが、実費徴収されれば、所得の低い世帯の方は、現在の保育料よりも高い給食費の負担という逆転現象をもたらしかねません。さらに、給食費の徴収は保育現場が行うこととなり、実費徴収世帯の数の把握など事務負担が膨大になり、保育士の多忙化に拍車がかかることが懸念されます。給食は食の知識や大切さを伝える場であり、単なる食事の提供ではありません。体を育て五感を豊かにするなど、子供の発育・発達に欠かせません。保育の一環として公費で負担すべきものです。保護者や保育関係者から悲鳴がある中で、秋田県では半数以上、東京都、徳島県では4割以上の自治体が主食・副食の無償化を進めており、現在把握されてるだけでも全国で100を超える自治体の実施を表明しています。福岡県では田川市、川崎町、大任町、香春町が無償化する方針です。

保護者負担軽減の動きも進んでいます。財源は、保育の無償化により今まで町で行ってきた軽減対策費などを財源として、実現することは可能ではないでしょうか。芦屋町では県内でもいち早く、学校給食の無償化に向けた取り組みを目指しています。生徒・児童だけではなく、園児にも主食・副食の無償化を実現し、子育て支援を図ることを提案いたしまして賛成討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第44号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第44号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第45号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第45号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第45号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第46号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第46号について、委員長報告のとおり原案を可決することに

賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第46号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第47号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第47号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第47号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第48号の討論を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

議案第48号、令和元年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）に反対討論いたします。

この補正予算の13ページにですね、新たに芦屋港活性化推進費59万7,000円が計上されております。この計上については、なぜなのかということに対して説明もありましたし、また、総務財政委員会の中では、このような芦屋港レジャー港化の今後の進め方についてということの課題のですね、説明を受けました。そのための推進委員会費、2回と4回で、約6回ぐらい開かれそうなんです、そのための予算化だということなんです。

この資料を見ますとですね、いかに私は、ずさんな計画を今日までやってきたのかと。もともとですね、あのボートパークの100そう近くの船を浮かべるところは、もう砂地、陸地化して水深プラス1ですよ。本当はマイナスなんですけど。そういうところをですね、ボートパークとして90そう、100そうの船を浮かべるとい、そういう計画そのものが今になって破綻してきたということで、今回出されたと思いますし、もう一つは、そういう荷揚げ場をですね、その荷置き場のほうの、西のほうに持っていったほうが景観もいいし、そういうレストラン等もですね、利用ができるのではないかと理由づけでですね、そのボートパークを、置くところを、今の砂置き場の荷揚げ場のところに持ってくるという論法なんでしょうけれど。

もともと、このことについては平成29年度の推進委員会の、あるメンバーさんの方がですね、議事録によれば「あそこはもう砂地、陸になってるやないか。」と。「これを掘るとすれば、数十

メーターのところは水深1メートルぐらいしかないんだから、これをどうするんか。」というようなですね、意見も出てたと思います。いかにこれが、現地を知らないコンサルタント、そしてそういう推進の方々もですね、現地に行かれたのかと。町長にもお伺いしましたが、いや、海には行ったけど砂が陸地化してる場所、海が陸地化してる場所は、何かこう答えられたようですけど。本当ですね、そのために、こういうずさんな計画のもとに進められようとしている。そして私が思いたいのはですね、この芦屋港活性化推進委員会設置条例の中にはですね、第1条にはこういうことが書かれてますね。芦屋港が本町の持続的な発展に果たす役割の重要性に鑑み、芦屋港の現状分析。そして委員会は、芦屋港が抱える課題・問題点の把握。これをなされずしてね、こういう計画がなされようとしてることにですね、破綻する。私はこの問題については、飛砂の問題、それから漂砂で湾内に砂がたまっていく現状を見たときにですね、私は、これはもう一歩、一歩ですね。もう一歩、やっぱり立ちどまって見るべきだと思うんです。それが第1点、問題点を感じます。

そして今回のレジャー港化の見直しといいたいまいしょうか、ゾーニング変更の内容というものについては、これはあくまでも県が、県がこの町に言って、町がそういう委員会に審査をしてもらうということですから、これは当然県が負担すべきですよ。なぜ町が負担しなければならないんでしょう。59万なんぼをですね。公金の不当な支出じゃありませんか。県が出すべきです。そういうふうに私は思いますので、反対討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第48号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第48号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第49号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第49号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第49号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第50号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第50号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第50号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、認定第1号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

認定第1号、芦屋町一般会計決算の認定について、反対討論をいたします。

教育環境の整備や住民生活の向上、住民の要望に応える施策など評価できる点はありますが、2つの問題点を指摘して反対討論を行います。

第1に、介護保険広域連合に拠出金を出している介護保険の問題です。

芦屋町は広域連合に加盟してます。広域連合の第7期介護保険料の基準額は、Aグループで8,048円、Bグループで6,197円、Cグループで5,258円となりました。

介護保険料は、もともと高齢者には5,000円が限度と言われていました。年金頼みの高齢者の生活を破綻させてしまう可能性が指摘されています。広域連合を初め、全ての保険者の介護保険料は、この高齢者の負担の限界を超えていると言えます。町や議会はこの実態、住民の苦悩を直視しなければいけません。国や県に働きかけ、介護保険の負担軽減策を講じるなど、人間として尊厳を守る介護保険制度に、抜本的に拡充することを求めるものです。

厚労省は、さらなる自然増の抑制、利用者への負担増や給付の抑制・削減を徹底する方針を打ち出しています。要介護1・2の人の地域支援事業への移行による介護保険サービスの利用抑制、介護保険を利用するために欠かせないケアマネジャーによるケアプランの作成の有料化、老人保

健施設や介護療養病床で、現在は自己負担のない多床室の有料化などが予定されています。高い保険料は払うが介護は受けられない。「保険あって介護なし」の介護保険の過酷な実態が明らかになっています。介護保険制度が本来の目的である国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るものとなることを強く求めるものです。

第2に、マイナンバーに関連する予算が執行されています。

民生文教委員会の審議では、マイナンバーカードの取得率が13.9%であることがわかりました。個人情報の漏えいやプライバシーを侵害する危険を抱えている一方で、国民にとっては必要性を感じられないからです。政府は消費税10%に引き上げる際のポイント還元、キャッシュレス決済に乗じて、マイナンバーカードを普及させようとしています。一向に進んでいません。そもそもマイナンバー制度は、戸籍、パスポート、預貯金、医療、介護、病歴などの健康情報などをマイナンバーの利用範囲に拡大し、国民を12桁のマイナンバーで情報管理し、これを大企業の利用に供するものです。過去に国民から総批判を浴びた総背番号制度の横文字版です。さらにこれを国家が管理すれば、監視カメラ、Nシステム、電話盗聴法、共謀罪、GPSシステム、キャッシュレス決済による購買情報などをリンクし、国家による完全監視社会を目指しており、個人や法人のプライバシーが丸裸にされる危険性があります。また、これらの情報が一たび流出すれば、はかり知れない被害を招く致命的欠陥制度です。現に日本年金機構を初め、さまざまな情報漏えい事件が起きています。だからこそ、制度そのものとマイナンバーカード普及につながる予算に反対するものです。

以上の理由から、一般会計決算の認定について反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

認定第1号、平成30年度芦屋町一般会計決算の認定について反対いたします。

細かいこともあるわけですが、2点に絞って、芦屋港のレジャー港化の問題ですね。それで今、決算報告書を見ると30年度、2,070万、約。で、31年度予算は82万6,000円、補正予算が59万7,000円ですから、29年度が1,200万円なんで、合計ですね3,400万、約、使ってますね。先ほども言いましたように、本当に芦屋港の課題、そういうことを調査した上でのレジャー港化ならともかく、そういう課題を置き去りにした形で、先にレジャー港化ありきという前のめりになって進められているような気がしてなりません。非常に心配ですね。委員の方も、非常に心配されてるような意見もありましたようですし、今回の新たなる県が変更についてもですね、そういうことについては「前々からわかっていたんだらう、そういうことを今さら、何でこんなに変更するんか」という、ちょっとした怒りのような意見が読み取れ

ます。そういう意味で、このレジャー港化にかけるお金はやっぱり先ほども言いましたように一歩立ちどまって、よく考えていただきたいなあ。それは芦屋海岸の飛砂対策のための松の植樹をしたところが今現在どうなってるのか。そのことによって、効果は少しはあってるということは認めますが、じゃあ北側の防砂堤、北側のほうには松林は植えられませんね。植えることはできません。海水が含まれてるから無理だと思います。そのために、今回のレジャー港化改正という変更の際には、あの砂置き場を北西のほうの突端に持っていったとしたら、飛砂は飛んでくるのは変わらないし、山のように積み込めた砂山からまた飛んでくるでしょう。そのためにどうするのかという質問に対しては、あそこに防砂フェンスをつくることも考えられると。いよいよ芦屋の海岸はもう見ることはできませんね、海を。景観台なし。そして人工的に作り上げたものは、自然には勝てることないんですね。やっぱり負けるんですね。それを乗り越えてくれば、当然湾内に飛砂として漂砂として堆積していくでしょう。ぜひですね、こういうことについて、せっかく予算がついてますから、こういう論議をやっぱりやっていただきたい。しかしこの予算については反対せざるを得ません。

それからもう1つ、マイナンバーカードの件ですが。今、川上議員も述べられましたけれど、これはある新聞の社説、朝日新聞ですけど、政府が来年以降、マイナンバーカードを持つ人を対象に、スマホのQRコードなどキャッシュレス決済でのポイント還元を始めると。マイナンバーカードを持つ人たちですよ。2万円の入金に5,000円分をつける案も上がると。消費活性化策として検討すると。交付開始から3年半が過ぎた現在、交付枚数は約14%、取得率は約14%にとどまると。そして2022年までにはですね、ほぼ全ての人がカードを持つと想定すると。ところがですね、調べたところ、内閣府の調査では取得の予定が今後もない人が53%に上り、うち6割近くは必要性を感じられないと。なぜかと。2割以上は個人情報の漏えいや紛失、盗難を心配してる。今、カードの普及を図るために、セブンイレブンですか、そういうコンビニですね、住民票とか税の資料を取り出せることができるとか、そういうことで交付率を高めようとしていますけれども、今度新たなポイント還元に関わる費用は、来年度市町村の事務経費やさまざまなシステム整備なども合わせると、数千億円規模にもなりそうだと。問題が多過ぎます。ポイント還元の実施ありきではなく、白紙から再考すべきだと。今現在、芦屋町でのこのマイナンバーカードに関する費用は毎年のように上げられてますから、1,000万円以上になってるかと思います。そのうちの6割は町単独で負担しているわけでしょう。そういうことを延々と続けて本当にいいんだろうかというような気持ちでなりません。そのことを申し上げて反対とします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第11、認定第1号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第1号は、原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第12、認定第2号の討論を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

認定第2号、平成30年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について反対いたします。

詳しくは申し上げません。私は、芦屋中央病院は、やはり町立病院としてのですね、独立性を持っていたかかった。議会もそのことによってチェック機能が果たせる。そういう病院でしたが、そういうものがこの独立行政法人ということになったことによって、非常に問題意識を感じておりますので、私は反対せざるを得ません。よって反対討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第12、認定第2号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第2号は、原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第13、認定第3号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

認定第3号、平成30年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

国民健康保険の被保険者は、もともとは農漁業者や商売をされていた方で構成されていましたが、現在は年金生活者、非正規雇用者などが多くを占め、所得の低い方で構成されています。しかし国保税は、町民の所得に比較すると高すぎるという声が上がっています。協会けんぽに比べると、約2倍の高さとなっています。高すぎる国保料を引き下げしてほしいというのが、多くの町民の願いです。国保が高すぎる一番の原因は、国が国保会計に負担する負担割合を引き下げているところにあります。1980年代の約50%から現在では半減し、20数%にまで激減しています。

また、今年度から始まった県を主体とする国保の広域化は、町民負担をさらに求めることになります。県の方針では、自治体が保険料の軽減のために行っている法定外繰り入れを、計画的に解消する方針を打ち出しました。芦屋町では、これまで資産割を含めた4方式で保険料を構成していましたが、資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式に改めたことや、独自の保険料の引き上げにより、多くの世帯が保険料の引き上げとなりました。

命や暮らしを守るため、国や自治体を初め、社会全体で支えるのが社会保障であり、国保制度はその一つです。高い保険料は、払えない世帯をつくり、医療難民をつくり出しています。芦屋町でも、平成30年度6月現在で311世帯の滞納世帯があり、短期証の発行世帯が70世帯あります。また、これとは別に保険証のとめ置き世帯が100件近くあり、医療難民をつくっています。

国保制度の構造的矛盾の解決や被保険者の負担軽減が喫緊の課題となっているもと、国や県に有効な支援を求めるとともに、町としても高すぎる国保料を抜本的に引き下げる施策をとり、国民、町民の命と暮らしを守ることを求めて反対討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第13、認定第3号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第14、認定第4号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

認定第4号、平成30年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、反対の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療制度が導入され、10年が経過しました。この制度は、75歳以上の高齢者を他の世代から切り離し、特別に扱う医療制度です。高齢者には保険料負担が大きすぎるとの厳しい批判の声が上がっています。これに対し厚労省も、均等割などを9割軽減するなど特例を設けてきましたが、平成30年度には低所得者の所得割は本則どおりになくし、元被扶養者の均等割も5割軽減され、令和元年には本則どおり軽減をなくしました。

福岡県広域連合の被保険者の所得は75万円で全国の平均の84万円より9万円低く、保険料は7万7,768円で全国6位という状況で、悲鳴が上がるのも当然のことです。芦屋町では、平成30年度の被保険者数は2,263人、保険料は7万789円で、マクロ経済スライドにより年金が減らされていく中で、年金から天引きされる保険料負担が暮らしを圧迫しているのも明らかです。

年金天引き対象以外の低所得者の保険料滞納も深刻です。広域連合全体では、滞納者が約9,000人、そのうち3,000人以上の方が短期保険証に切りかえられており、財産の差し押さえが300件を超えています。芦屋町でも4名の方が短期保険証になっています。対象の被保険者は低所得の75歳以上の高齢者と65歳以上の障害者なので、心痛む状況になっています。

広域連合の運営安定化基金は227億円が積み立ててあります。これを活用して、保険料の軽減と低所得者の減免を行うべきです。10年前に運用されていた老人保険制度の仕組みであれば、75歳を過ぎても国保や健保から切り離されず、際限のない保険料がアップする仕組みもなくすることができます。

後期高齢者医療制度は廃止し、もとの老人保険制度にすることを求めて反対討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第14、認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第15、認定第5号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第15、認定第5号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第5号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第16、認定第6号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第16、認定第6号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第6号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第17、認定第7号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第17、認定第7号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第18、認定第8号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第18、認定第8号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第8号は、認定することと決定いたしました。

次に、日程第19、発議第4号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

発議第4号、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議について、意見を述べて賛成の立場を表明いたします。

日本国憲法第1条では、天皇を「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である」とした上で、天皇の地位の根拠として、「主権の存する日本国民の総意に基づく」と明記しています。現憲法では、主権者・国民の総意がその根拠となっています。日本共産党の改定した綱領では、天皇条項を含めて現行憲法の全条項を守るという態度をとるということを規定し明らかにしています。そうした立場を踏まえ、2つの原則を堅持した対応を行っています。

1つは、天皇の制度は憲法上の制度であり、即位や慶事、弔事などの際は儀礼的な敬意を持って対応するということです。党の綱領で、天皇条項も含めて現行憲法の全条項を守るという態度を表明している以上、憲法上の制度である天皇の制度に対して、儀礼的な敬意を払うことは当然のことだと考えます。

2つ目は、同時に憲法の国民主権の原則に照らして、天皇及び天皇の制度を過度に賛美することや国民に賛美を押しつけることについては反対してきました。

発議第4号については、新天皇の即位の賀詞の決議です。天皇の制度というのは憲法上の制度であり、この制度に基づいて新しい方が天皇に即位したのですから、祝意を示すのは当然のことだと考えますので賛成いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第19、発議第4号について、委員長報告のとおり決議することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発議第4号は、決議することに決定いたしました。

次に、日程第20、請願第1号の討論を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

請願第1号、それに第2号、第3号も同じような趣旨ですので、まとめて賛成討論といたします。

私はこの民生文教委員会です、少数否決という結果でしたので、これ賛成討論せざるを得ないなあと。当然、民生文教委員会でも賛成と、満場一致とはいかなくても賛成多数という形で決まっておればですね、賛成討論をする必要ないなあとと思ってましたけれど、民生文教委員会では少数否決ということですので、私はあえて賛成討論を行いたいと思います。

私は数年前ですね、わけあって介護施設を訪問したことが3カ所あります。そしてその施設長から、運営のこと、それから介護士の募集のこと、賃金のことをお聞きしたことがあります、その中で施設を訪問、ずっと見て回ったんですけど、入所者に対して心温まるような献身的な、働く、従事する介護士さんたちの姿を見てきましたし、本当に頭が下がる思いをして、皆さん方もそういう、両親の介護施設とか知り合いの方の入所してある介護施設なんかを見られたことがあると思いますが、これは人ごとではない、私自身の問題でもあります。私も来年は後期高齢になるわけで、今のところ健康ではありますが、私は入院もこの4年ぐらいの間に2回いたしましたし、温かい看護師さんですね、本当に神様仏様と思うような感じで接していただきました。

ところがですね、今、この介護士、特に介護士の皆さんの賃金、それから労働条件を見てみますと、介護の3Kって聞きませんかという。これは介護士を募集する施設のメッセージからなんですけど、3Kってよく聞きませんか。「きつい」、「汚い」、「危険」。それで今は、5Kという言葉が出てきておるようで、昨今では、「給与が安い」、「臭い」。そして8Kという言葉があるそうで、「休暇がとれない」、「暗い」、「婚期が遅れる」と。こういうような悩ましい介護士の声があるし、そして介護をやっている事業者もですね、この人材確保がなかなか難しいということで、この請願の中身があると思うんですけど。私は、人ごとではないなあと。それで、今この請願が出て意見書が通らなかつたんでしょうけれど、私の請願の趣旨は、皆様方よくおわかりだと思います。

ところがですね、請願項目のところの1番に、介護従事者の賃金の底上げを図り、安全・安心

の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金「特定最低賃金」なる言葉があるんですね。これは看護師の場合も、第3号議案もあるわけですけど。これ、私はよく意味がわかりませんでしたので、厚生労働省に電話をしまして労働局の担当者とお話ししました。そしていろいろ一覧表があるんですね。この最低賃金の全国一覧表というのをあけて見て、ずーっと説明を聞いたんです。そうしたらですね、最低賃金というのが、まず各県にある。北海道は835円、青森は762円、東京は985円、神奈川が983円。じゃあ佐賀県は762円、福岡は814円。九州は大体762円ですね。福岡が断トツで814円と。こういうような制度があつて、じゃあ特定最低賃金とは何かということをお聞きしたときに、北海道や青森さまざまの職種があるわけですけど、北海道は乳牛の問題、乳製品の販売とか製造元、これは特定最低賃金が870円とか900円とかあるんです。で、青森はまた別なところですが、福岡は輸送用機械器具製造業、百貨店、総合スーパー、自動車と、こういうような鉄鋼業、5項目ありまして、大体900円から950円ですね。だからそれに該当しない、例えば看護師とか、それとかスーパーマーケットの、あ、スーパーはいいですが、さまざまな臨時職員の方については、どうなってるんですかというこの質問に対しては、福岡県は814円だから814円と。それで、じゃあ今問題になってる特定適用対象とした特定最低賃金とは何かといいますと、これは最低賃金が900円もあれば七百何円もあるし、非常に格差があるわけですね。だからこれでもって、その統一した最低賃金を国がつくりなさいと。それを下回ってはいけませんよということが、よくわかったんですね。そのことを見ながらこの文章を読んでいったらですね、これはやっぱりですね、あまりにも介護士や看護師の皆さん方の賃金が安いということ。人材確保が難しい。事業者も心配していると。それで計算してみたんですね。八百何十円とか900円の8時間で25日働いたとしてですね、16万円なんですね。だから、私たち議員は今28万から29万円で、ボーナスがついて450万、430万か450万円ですよ。この方たち約200万円にもならない。この公務員の皆さんだって350から400万。平均がですね。こういうことを考えたときに、3Kとか5K、8Kといわれてる方々に対して、なぜ賃金を上げてあげよう。この請願はこの町民から出たものかわかりませんが、そういう人たちがおるわけですから、そういう声をこの地方自治法に基づいて意見書を出す。その前には請願ですけど、そういう請願をね、やっぱり酌み取るだけの私たち力量があつていいと思うんです。そういう心優しい人たちにならないといけないと私は思います。だからこれが少数で否決されたということを知って、愕然といたしました。ぜひですね、そういうことを自分の親、自分自身がそういう高齢化社会になって、自分もそういう施設に入らなくてはならない。入院するかもわからない。そのときの看護師さんや介護士さんの顔を浮かべたときにですね、ぜひですね、こういう声は上げるべきだと思います。ぜひですね、賛成していただけたらなというふうな気持ちでいっぱいです。

以上で終わります。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

請願第1号について、反対の立場で討論いたします。

今、意見がありましたけども、賃金が低いという問題を抱えていることは、私も事実だろうと考えます。しかし、特定最賃を申請するに当たっては、これは労使間の合意が大前提となります。またですね、最低賃金法に基づいて現在処理されております。厚生労働大臣からですね、答申されて、こういった問題、最賃に関しては中央審議会または地方の審議会で、格差もございませうけども、そういう審議会で議題と上がってですね、こういった問題は取り扱われているということだと思います。

またですね、最低賃金の全国的な標準化は地域格差があると今もお話がありました。こういった状況の中ではですね、これを統一、全国にする場合には非常にですね、大きな問題を私は生じるんじゃないかと。賃金が定められますと、当然事業者さんはそれに見合った賃金を払わなくちゃいけないと。介護関係が今、施設がございませうけども、そういった事業者さんが成り立たないとなると介護もできなくなると。基本的には国の予算でですね、そういった手当てができればいいんですけども。そのあたりは労使間でやりながら、また国としてですね、手当てをしていくという形になりますので、大きな問題を生じてくることをですね、芦屋町の議会として輕易にですね、本請願に係る意見書をやっぱり提出すべきではないと考えましたので、不適當と考えて反対いたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。請願第1号から3号まで関連性がありますので、一括して反対討論を行います。

請願第1号の介護従事者、請願第3号の看護師の特定最低賃金の新設について、賃金が上がることは誰もが望むことです。しかし、この制度は、請願は、雇用主にその賃金負担を強いる内容になっています。小規模な事業所や病院も多く、この請願どおりになると経営に支障を及ぼす可能性があり、それは利用者や患者にとってデメリットです。また、人材不足はさまざまな業種でも発生しており、この2業種に特化するべきではないと考えます。介護保険制度の処遇改善加算のあり方など、この問題は国のレベルでしっかり検討すべき課題だと考えます。

次に、請願第2号の夜勤交替制労働の改善について、現在、医療・介護業界は、求人しても人が集まらず、多くの病院、施設はぎりぎりの人員体制で運営しています。もしもこの請願どおりになれば、人手不足の施設や病院は人員配置基準を満たすことができず、閉鎖しなければいけなくなるかもしれません。一体どこで、働く人を確保するのでしょうか。まずは記録の簡素化やIT化、福祉用具やボランティアの活用、さらには介護ロボットの導入など、これからの少子高齢化を見据え、少人数でも効率的かつ利用者や患者と触れ合う時間を確保し、医療・介護従事者が仕事にやりがいを感じられる労働環境の整備や、負担軽減に取り組む国の保険制度の改革が必要だと思しますので、私は3つの請願全てを反対いたします。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

請願第1号、2号、3号について、一括して賛成討論をいたします。

医療・介護の労働条件を改善し、人員不足を解消し、誰もが安心・安全な医療・介護を願うこれらの請願や意見書は、さまざまな当事者団体から議会に陳情、請願され、3月議会や6月議会、それ以前の議会です、いろいろな自治体から可決され、多くの意見書や署名が内閣総理大臣や各担当の大臣宛てに提出されています。このような運動が広がる中で、介護分野では介護労働者の処遇改善のために新設された介護職員等特定処遇改善加算が、10月から実施されることが今度決定しました。消費税増税などを財源とするなど問題点を抱えていますが、労働組合の闘いの中で、運用については現場で改善を図ることも可能となっています。

今回の処遇改善の内容は、経験・技能のある介護職員、勤続10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うこととし、ほかにその他の介護職員、その他の職種に区分して、賃金改善額の比率を設ける。こういった内容で労働者の待遇改善することが決まりました。これらの算定を根拠として、公費を1,000億円投入するという、こういったものです。これは、介護労働者賃金が全産業平均より低いとして、底上げ・改善を求めてきた運動の成果です。世論と運動の力が厚生労働省を動かし、こういったことを実現することができています。しかしながら医療分野での処遇改善や医療や介護の労働環境の整備など、取り組むべき課題は多くあります。

安全・安心の介護・看護体制を確保し、医療崩壊、介護崩壊を食いとめ、どこでも、誰でも、安心して医療・介護が受けられる。そういった社会をつくる必要があります。そのためにも、今議会に提案されているこの3つの請願に、皆さん方の御賛同をお願いいたしまして賛成討論いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第20、請願第1号について、委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成少数であります。よって、請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第21、請願第2号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第21、請願第2号について、委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成少数であります。よって、請願第2号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第22、請願第3号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第22、請願第3号について、委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成少数であります。よって、請願第3号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申し出がっております。つきましては、これを申し出のとおり再付託することにしたいと思

いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で討論及び採決は終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて令和元年第3回芦屋町議会定例会を閉会いたします。

長い期間の御審議、お疲れさまでした。

午前 11 時 10 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員